

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和4年1月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和4年2月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和4年1月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の9件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室(内線75366)

	件名・要旨	受理年月日
1	<p>[消費税の廃止について]</p> <p>消費税の仕組み上、消費者の支払額全てが事業者に渡るわけではなく、結果として従業員の給与が減少することとなる。そのため、消費の減少を招き経済の低迷につながっているため、消費税は直ちに廃止すべきである。</p>	R4.1.3 ホームページ
2	<p>[過密地域に対する固定資産税の上乗せについて]</p> <p>極端な過密状態を解消するため、過密地域を法令で指定し固定資産税を上乗せすることで、当該地域から法人及び個人ともに流出を促すべきである。</p>	R4.1.3 ホームページ
3	<p>[外国人技能実習制度について]</p> <p>外国人技能実習制度に反対である。誰も外国人労働者を求めている。賃金が低い外国人労働者を雇用することは、人件費引下げのためではないか。また、低賃金の労働者が犯罪を起こすのは明らかである。</p>	R4.1.18 ホームページ
4	<p>[アルコール事業法に関する内部通報への対応について]</p> <p>アルコール事業法違反の疑いのある行為について、経済産業局の担当部署に対し通報を行い、通報後に立入検査が行われたが、違反行為は発見されなかったとの結果が出された。しかし、違反行為を発見できなかったのは検査する職員の能力不足である。内部の者から見れば、事業所がアルコール事業法に則った報告をしていないことは明らかであり、このような違反行為が野放しにされていることは問題である。</p>	R4.1.19 ホームページ
5	<p>[佐渡金山の世界遺産登録について]</p> <p>政府の佐渡金山の世界遺産登録への姿勢に対し、非常に不満を感じている。</p>	R4.1.27 ホームページ
6	<p>[中古住宅の法令違反の認定について]</p> <p>中古住宅について、購入後であっても法令違反の認定をしてほしい。特に下水道法違反に該当する場合は厳しい対応を求める。また、検査済証のない建築物の違反認定の証拠として、建築主事から建築当時の写真しか受け付けないと言われたが、インスペクション（専門家による建物状況調査）による報告書等についても認めてほしい。</p> <p>宅地建物取引業法違反等の可能性のある行為について、県の担当課は積極的に対応を行わず、県等の不動産無料相談所も宅地建物取引業協会と関係する弁護士が担当しており不利益となるおそれがある。県の弁護士会とも連携して一般消費者保護の徹底を求める。</p>	R4.1.28 ホームページ

	件名・要旨	受理年月日
7	<p>[外国人に関する犯罪について]</p> <p>在留外国人らが虚偽の在留資格変更許可申請書などを出入国在留管理局に提出し、不正に在留資格変更許可を受けたとの報道があったが、在留資格をきちんと管理していれば、警察の仕事を増やすこともなく犯罪が行われることもなかったと思う。在留資格の管理が徹底されているのか疑問である。</p>	<p>R4. 1. 29 ホームページ</p>
8	<p>[外国人技能実習生に関する報道について]</p> <p>外国人技能実習生が職場で同僚から繰り返し暴行を受けていたとの報道があったが、事実であれば犯罪であり、調査を行うなど、所管省庁がきちんとした対応を行うべきである。</p>	<p>R4. 1. 29 ホームページ</p>
9	<p>[復興特別税について]</p> <p>復興特別税の徴収はいつまで続くのか。国民に一律に課税した上で再分配することはやめてほしい。</p>	<p>R4. 1. 29 ホームページ</p>